

要 望 書

2016年(平成28年)9月16日

外務大臣 岸田文雄 殿

核兵器の廃絶をめざす日本法律家協会(日本反核法律家協会)会長

国際反核法律協会共同代表

弁護士 佐々木猛也



日本反核法律家協会は、1994年8月に創立された、核兵器の廃絶と被爆者の援護を目的とする法律家の組織です(賛助会員の市民も含む)。国際反核法律家協会のメンバーでもあります。私たちは、2016年の国連総会の開催にあたり、貴職に対して、下記のとおり要望します。

記

第1 要望の趣旨

1. 国連総会および第1委員会において、「2017年に、すべての加盟国に開かれ、国際機関と市民社会の参加と貢献を得て、完全廃絶につながる核兵器を禁止する法的拘束力のある措置を交渉する会議を開催する決議」に賛成すること。
2. 交渉のための会議に参加し、核兵器を禁止する法的拘束力のある措置(条約)の速やかな実現に貢献すること。
3. 核兵器の完全廃絶の速やかな実現のために、指導的役割を果たすこと。
4. 被爆者団体をはじめとする市民社会の参加と貢献に一層尽力すること。

第2 要望の理由

1. 昨年の国連総会決議に基づいて設置された「核軍備の縮小・撤廃に向けた多国間交渉の前進を図る国連作業部会」(OEWG)において、「国連総会が、2017年に、すべての加盟国に開かれ、国際機関と市民社会の参加と貢献を得て、完全廃絶につながる核兵器を禁止する法的拘束力のある措置を交渉する会議を開催するよう、幅広い支持を得て勧告した。」との文言を含む報告書が、賛成68、反対22、棄権13で採択されました。
2. 日本政府はこの報告書の採決に棄権しました。その理由は、「核兵器のない世界」の実現のためには核兵器国と非核兵器国の協力が不可欠であり、採択が投票に持ち込まれたことは遺憾である、ということとされています。勧告の内容についての賛否ではなく、コンセンサス方式ではないので棄権したということのようです。
3. しかしながら、この態度は、2017年に、すべての加盟国に開かれ、かつ、国際機関と市民社会の参加と貢献が予定され、核兵器の完全廃絶につながる、核兵器を禁止する法的拘束力のある措置を交渉する会議の開催に賛成していないことは明らかです。

4. 私たちは、この日本政府の態度に深く失望しています。その理由は、本来、日本政府は、唯一の戦争被爆国の政府として、核兵器の使用禁止や廃絶に向けて、各国政府の先頭に立つべきであると考えからです。
5. ところで、ここで想起したいことは、2014年4月のNPDI広島宣言は、被爆者の証言は核戦争をしてはならないことを想起させるとか、核兵器の人的影響に関する議論は国際社会を「結束させる」触媒だなどと指摘しつつ、核兵器の体系的かつ継続的削減や核兵器の役割の低減などを提起していることです。そして、核兵器の究極的な廃絶に向けた多国間交渉や核兵器国に対する核戦力の削減を求めていることです。日本政府は、このような宣言の採択のイニシアチブをとっているのです。
6. このような宣言を発出しているにもかかわらず、政府は「核兵器を禁止する法的拘束力のある措置」についての「多国間交渉の開始」に賛成しようとしていないのです。政府は、「核兵器の体系的かつ継続的削減」や「核兵器の役割の低減」などはいずれも、そのための具体的一歩を踏み出すことをためらっていると云々を言わざるを得ません。
7. 私たちは、貴職に対し、このような躊躇ときっぱりと縁を切り、「被爆者の証言」や「核兵器の人的影響に関する議論」を基調とする姿勢に転換するよう勧告します。それが「唯一の戦争被爆国」の政府としての大義だと考えるからです。
8. 国家の安全保障を、被爆者の方たちがいう「絶滅だけを目的とした絶対悪の兵器」である核兵器に依存する危険で愚かな政策はもう止めようではありませんか。国連憲章は「すべての加盟国はその国際紛争を平和的手段によって国際の平和及び安全並びに正義を危うくしないように解決しなければならない。」としています(2条3項)。日本国憲法は「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。」としています(前文・第2段落)。
9. 私たちは、核兵器で私たちの安全と生存を保持しようとする政策には決して同意しません。私たちは、核兵器による安全と平和が、人間相互の関係を支配する現実であることを拒否します。私たちは、貴職が、核兵器に依存しない方向に舵を切り、「核兵器のない世界」の可及的速やかな実現に向けて、当面、要望の趣旨記載の姿勢をとられるよう心から要望する次第です。
10. なお、交渉開始のための決議に賛成し、核廃絶を追求する立場から積極的に議論に参加することは、核不拡散条約第6条が規定する核軍縮の効果的な措置につき誠実に交渉する義務の要請でもあるし、1996年の国際司法裁判所の勧告的意見で示された「あらゆる点での核軍縮に至る交渉を誠実に遂行し、かつ完結させる義務」を履行することでもあることを付言します。

以上